

寒河江市燃油価格高騰支援給付金

燃油高騰の影響を受けながらも、燃油の大きな節約及び価格転嫁が困難な貨物自動車運送事業者、旅客自動車運送事業者等を支援します！

【対象事業者】

- (1) 貨物自動車運送事業者
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (4) 自動車運転代行業事業者

※(1)～(3)は緑ナンバー・黒ナンバーが対象となります

※ただし、霊きゅう限定の事業許可を受けているものを除きます

【給付対象車両】

令和4年8月1日時点で事業の用に供するために保有（リースも含む）し、届け出（山形運輸支局又は山形県公安委員会）している車両で以下の要件をすべて満たす車両。

- ・貸切バスは乗車定員11人以上、タクシー・ハイヤーは10人以下の車両
- ・使用の本拠の位置が市内の住所であること

【その他】

- ・市内に事業所を有する事業者
- ・資本金等の額が3億円以下、又は常時使用する従業員が300人以下の事業者であること
- ・暴力団ではない又は暴力団との利害関係がないこと
- ・市税等の滞納がないこと（納税相談を含む）

【給付額】

次の1台あたりの単価に給付対象車両の台数を乗じた額

- | | |
|-----------------------|----------|
| ・一般貨物自動車又は特定貨物自動車 | 3万円 |
| ・貨物軽自動車 | 1万5,000円 |
| ・一般貸切旅客自動車（貸切バス） | 5万円 |
| ・一般乗用旅客自動車（タクシー、ハイヤー） | 3万円 |
| ・自動車運転代行車 | 3万円 |

【申請書類】

- (1) 寒河江市燃油価格高騰支援給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 対象車両一覧表（様式第2号）
- (3) 給付対象車両の車検証の写し（申請台数分）
- (4) 給付対象事業者であることを確認できる書類の写し（事業の許可書、認定書の写し、届出書の写し 等）
- (5) 振込先口座の通帳の写し
- ※(6) 寒河江市での課税がない場合は納税状況が確認できる書類

◆提出方法 郵送又は下記提出先へ持参

◆提出期限 令和4年10月31日（月）必着

～お問合せ先・提出先～

〒991-8601 寒河江市中央一丁目9番45号

寒河江市商工推進課商工振興係

☎0237-85-1492